2　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて週１回を限度として、算定する。

2　その他の腹膜灌流　1,100点

Ｊ０４３　新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（１日につき）　140点

Ｊ０４３－２　瀉血療法　250点

Ｊ０４３－３　ストーマ処置（１日につき）

1　ストーマを１個もつ患者に対して行った場合　70点

2　ストーマを２個以上もつ患者に対して行った場合　100点

注１　入院中の患者以外の患者に対して算定する。

2　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行ったストーマ処置の費用は算定しない。

Ｊ０４３－４　胃瘻カテーテル交換法　200点

注　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置、区分番号Ｋ０００に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０４３－５　尿路ストーマカテーテル交換法　100点

注　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置、区分番号Ｋ０００に掲げる創傷処理、区分番号Ｊ０４３－３に掲げるストーマ処置（尿路ストーマに対して行ったものに限る。）の費用は所定点数に含まれるものとする。

（救急処置）

Ｊ０４４　救命のための気管内挿管　500点

Ｊ０４４－２　体表面ペーシング法又は食道ペーシング法（１日につき）　400点

Ｊ０４５　人工呼吸

1　30分までの場合　242点

2　30分を超えて５時間までの場合　242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数

3　５時間を超えた場合（１日につき）　819点

注１　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。

2　区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った人工呼吸の費用は算定しない。

Ｊ０４５－２　一酸化窒素吸入療法　920点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2　吸入時間が１時間を超えた場合は、１時間又はその端数を増すごとに、所定点数に920点を加算する。

Ｊ０４６　非開胸的心マッサージ

1　30分までの場合　250点

2　30分を超えた場合　250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得た点数

Ｊ０４７　カウンターショック（１日につき）

1　非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合　2,500点

2　その他の場合　3,500点

Ｊ０４８　心膜穿刺　500点

Ｊ０４９　食道圧迫止血チューブ挿入法　2,700点

Ｊ０５０　気管内洗浄（１日につき）　240点

注１　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

2　気管内洗浄と同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０５１　胃洗浄　250点

注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ０５２　ショックパンツ（１日につき）　150点

注　２日目以降については、所定点数にかかわらず１日につき50点を算定する。

Ｊ０５２－２　熱傷温浴療法（１日につき）　1,740点

注　広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。

（皮膚科処置）

Ｊ０５３　皮膚科軟膏処置

1　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点

2　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　85点

3　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　155点

4　6,000平方センチメートル以上　270点

注１　100平方センチメートル未満の場合は、第１章基本診療料に含まれ、算定できない。

2　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った皮膚科軟膏処置の費用は算定しない。

Ｊ０５４　皮膚科光線療法（１日につき）

1　赤外線又は紫外線療法　45点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

2　長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）　150点

3　中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）　350点

Ｊ０５４－２　皮膚レーザー照射療法（一連につき）

1　色素レーザー照射療法　2,170点

注　照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数を増すごとに所定点数に500点を加算する。ただし、8,500点の加算を限度とする。

2　Ｑスイッチ付レーザー照射療法　2,800点

注　３歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、所定点数に2,000点を加算する。

Ｊ０５５　いぼ焼灼法

1　３箇所以下　210点

2　４箇所以上　260点